

◎新潟県告示第324号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東栄土地区画整理組
合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量・出来形確認測量）
- 2 作業期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 長岡市 東栄一丁目、二丁目、三丁目 琴平一丁目、二丁目 地藏二丁目 の各一部